

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 投法人 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月18日

【発行者名】 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 柳澤 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階

【事務連絡者氏名】 カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
取締役兼財務企画部長 吉田 圭一

【電話番号】 03-6279-0311

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る
投資法人の名称】 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）

【今回の募集金額】 14億円

【発行登録書の内容】

（1）【提出日】 2024年8月16日

（2）【効力発生日】 2024年8月24日

（3）【有効期限】 2026年8月23日

（4）【発行登録番号】 6 - 投法人 1

（5）【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 20,000百万円
（20,000百万円）
（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）
該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】**第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】**

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】**(1)【銘柄】**

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本投資法人債」といいます。）

(2)【投資法人債券の形態等】

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます。）第115条で準用する第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。ただし、社債等振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「本投資法人債権者」といいます。）はカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券の形式は無記名式利付札に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からAの信用格付を2024年10月18日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものであります。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金14億円です。

(4)【各投資法人債の金額】

金1億円

(5)【発行価額の総額】

金14億円

(6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7)【利率】

年1.573パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から別記「(9) 償還期限及び償還の方法」記載の償還期日までこれをつけ、2025年4月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各24日にその日までの前半か年分を支払います。

利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算します。

償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

本投資法人債の元金は、2029年10月24日（以下「償還期日」といいます。）にその総額を償還します。

償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

2024年10月18日

(13) 【申込取扱場所】

別記「(16) 引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

2024年10月24日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,400	1 引受人は、本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金50銭とします。
計	-	1,400	-

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2017年6月9日

登録番号 関東財務局長第127号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額の総額1,400百万円から発行諸費用の概算額14百万円を控除した差引手取概算額1,386百万円のうち、1,100百万円については、2024年11月6日に償還期限が到来する第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）の償還資金に、262.5百万円については、2023年12月1日のCS山口市発電所の取得により減少した手元資金に、残額については、2024年8月30日のCS佐倉市発電所の取得（取得金額363.4百万円）により減少した手元資金の一部にそれぞれ充当する予定です。なお、CS山口市発電所及びCS佐倉市発電所は、別記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 調達資金の使途」に記載する適格基準を満たすプロジェクトである太陽光発電設備等（注）を含む発電所です。

(注)「太陽光発電設備等」とは、太陽光発電設備に加え、太陽光発電設備を設置、保守、運用するために必要な不動産、不動産の賃借権（転借権を含みます。）又は地上権を総称していい、「太陽光発電設備」とは、再生可能エネルギー発電設備のうち、特に太陽光をエネルギー源として発電を行うものをいい、「再生可能エネルギー発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。）第2条第3項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいい（不動産に該当するものを除きます。）。

(21)【その他】

1. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債には、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第139条の8ただし書に基づき、投資法人債管理者は設置されておらず、本投資法人債権者は自ら本投資法人債を管理し、又は本投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、後記(2)で定義する担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）に投信法及び担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本投資法人債にも投信法及び担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定します。

(2) その他の条項

本投資法人債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。担付切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

5. 期限の利益喪失に関する特約

本投資法人は、次の各場合に該当したときは、直ちに本投資法人債について期限の利益を失います。

(1) 本投資法人が別記「(9) 償還期限及び償還の方法」の規定に違背したとき。

(2) 本投資法人が別記「(8) 利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、7日を経過しても、これを履行又は解消することができないとき。

(3) 本投資法人が別記「(21) その他 4. 財務上の特約 (1) 担保提供制限」の規定に違背したとき。

(4) 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元金金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務（債務の支払が、当該債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その支払の引当てが借入人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された借入金債務を除きます。）について期限の利益を喪失したとき、又は本投資法人以外の投資法人債もしくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務（当該保証債務の履行が、当該保証債務を被担保債務とする担保権が設定された資産のみを引当てとして行われ、その保証債務の履行の引当てが保証人である本投資法人の有する他の資産に及ばない旨の特約が付された保証債務を除きます。）について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

(6) 本投資法人が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。

(7) 本投資法人が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。

(9) 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかったとき。

6. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法

本投資法人債に関して本投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。

7. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

8. 投資法人債要項の変更

(1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項(ただし、別記「(21)その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」、別記「(21)その他 10. 一般事務受託者」ないし別記「(21)その他 12. 資産保管会社」を除きます。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、投資法人債権者集会の決議を要します。ただし、投資法人債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(2) 裁判所の認可を受けた前記(1)の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとしします。

9. 投資法人債権者集会に関する事項

(1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類(投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の投資法人債(以下「本種類の投資法人債」と総称します。)の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を別記「(21)その他 6. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。

(2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。

(3) 本種類の投資法人債の総額(償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、本種類の投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する第86条第3項に定める書面を本投資法人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して本種類の投資法人債の投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

10. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務(投信法第117条第1号関係)

みずほ証券株式会社

別記「(21)その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務(投信法第117条第3号及び第6号関係)

株式会社みずほ銀行

なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務(投信法第117条第2号関係)

株式会社みずほ銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者(投信法第117条第2号ないし第6号関係)

三井住友信託銀行株式会社

EY税理士法人

株式会社みずほ銀行

みずほ証券株式会社

11. 資産運用会社

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

12. 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．グリーンボンドとしての適格性について

本投資法人は、グリーンボンドである本投資法人債の発行を含むグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」、「グリーンボンドガイドライン2022年版」、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023年版」及び「グリーンローンガイドライン2022年版」に即したグリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」といいます。）を策定しました。本投資法人は、グリーンファイナンス・フレームワークに対する第三者評価としてJCRより「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」の最上位評価となる「Green 1（F）」を取得しています。

2．調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、下記の適格プロジェクトの設備投資資金、もしくは設備投資資金のリファイナンス資金に充当される予定です。

- ・適格プロジェクト
再生可能エネルギー
- ・資金用途

既往もしくは取得予定の太陽光発電プロジェクト（太陽光発電設備、発電所までの送電線を含みます。）

なお、適格プロジェクトは、本投資法人及びカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとします。

- ・対象設備が日本国内に存在していること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認した上で必要となる手続きが行われていること
- ・対象設備の建設・設置にあたり、所在土地の権利・契約関係が安定的であり、地元自治体を含めた周辺住民からの理解が適切なレベルで得られていること
- ・対象設備の所在地に環境・土壌の汚染がなく、将来においても対象設備がそれら汚染を引き起こすおそれがないこと
- ・各種専門家レポートにおいて審査基準を満たさない状況であることの指摘がないこと
- ・プロジェクトへの投資は、関連グリーンファイナンスの実行日後速やかに実施されるものであること

3．プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づき調達する資金の用途となる適格プロジェクトは、利害関係者から取得するため、本資産運用会社のコンプライアンス委員会における審議及び決議を経た上で、投資運用委員会の決議後（取引金額が50億円以上の取引については更に取締役会の決議後）、本投資法人の役員会上に上程され、同役員会において審議及び承認されることにより、決定しています。

役員会は、執行役員と監督役員により構成され、監督役員は、執行役員から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて本資産運用会社の役職員に資産運用状況等の報告を求めています。

4．調達資金の管理

調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられます。

本投資法人は、本フレームワークに基づき、投資口の募集、借入、債券発行等によって調達した資金を特定の口座で管理し、速やかにその全額を本フレームワークで定めた適格プロジェクトに充当します。

調達資金の充当は原則的には即日に行われます。

（調達資金充当後において、投資口は将来に渡って存続し、他投資口との区別が困難となるために、）投資口、債券の発行、又は借入により調達した資金を充当した資産の管理はポートフォリオ全体で行い、充当額及び未充当資金の額を追跡可能な形で管理します。

口座のモニタリング等の管理は、本資産運用会社の財務企画部が行い、出金時には、財務企画部長及び代表取締役社長の決裁が行われて出金指示が行われます。また、この入出金手続きは、社内の内部監査及び監査機関による外部監査の対象となっています。

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金又は現金等価物にて管理します。

資産を売却した場合は、貸付基本合意書に基づき原則として売却資産に係る未払元本相当額を当該資産の取得にかかる借入金の返済に充当します。それでもなお残余資金が生じた場合は、現金又は現金同等物で管理し、適格基準を満たすプロジェクトへの取得資金や保有資産の改修資金に充当します。

5. レポートニング

・資金充当状況レポートニング

本フレームワークに基づき調達された資金の充当状況については本投資法人が必要と考える内容について、本投資法人のウェブサイト等にて定期的に開示します。

未充当資金が発生した際には、現金又は現金等価物にて管理し、再度適格プロジェクトに充当するまで、本投資法人のウェブサイト上にて、定期的に開示することを予定しています。

・インパクト・レポートニング

保有する太陽光発電所において発電された発電量及びパネル出力容量を毎月ウェブサイトにおいて公表します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第14期(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2024年9月27日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2024年9月27日付の有価証券報告書(以下「参照有価証券報告書」といいます。)に関して、参照有価証券報告書提出日後本発行登録追補書類提出日(2024年10月18日)現在までに補完すべき情報はありません。また、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 本店
(東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル43階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)